

令和4年7月19日

保護者・地域・関係各位

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

学校における働き方改革に関する取組及び 夏休み期間中の学校閉庁日の実施について（お知らせ）

平素より本町の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
本町では、令和4年3月に改訂された「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」に基づき、教職員の働き方改革に関する取組を進めており、今年も夏休み期間中に「学校閉庁日」を設定・実施いたします。
保護者・地域・関係者の皆様におかれましては、この取組にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 目 的

- ① 教職員が本来の業務に集中できる時間、児童生徒と向き合う時間を十分確保し、質の高い教育を持続的に行うことのできる教育環境を整える。
- ② 教職員一人一人が充実した教職生活を送るために、ワーク・ライフ・バランスを重視し、働きやすい勤務環境を整える。

2 働き方改革の取組

- ① 時間外勤務の縮減
業務の効率化や在り方を見直すとともに、定時退勤日を設定し時間外勤務の縮減に努めています。
- ② 部活動の在り方
本町では、「西原町立中学校における部活動の方針（スポーツ少年団準用）」（令和4年3月30日一部改訂）を定め、部活動の休養日の設定と適切な活動時間に取り組んでいます。※学校閉庁日期間中の部活動は休養日となります
- ③ 学校閉庁日の設定・実施
教職員の心身のリフレッシュと長期休暇の取得促進のため、西原町内の小中学校では次のように学校閉庁日を実施いたします。
学校閉庁日の期間中、各学校では原則として教育活動や学校施設開放、電話対応等はいりません。学校閉庁日に緊急の連絡が必要な際は、西原町教育委員会までお願いします。

【学校閉庁日】 令和4年8月10日（水）と12日（金）の2日間
※11日（木）は山の日で公休日

【緊急連絡先】 西原町教育委員会 電話（098）945－5039
※ 8：30～17：15の時間帯に受け付けております。
※ 12：00～13：00は昼休みとなっております。

夏休み中の安全、過ごし方について

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、7月21日から8月21日まで32日間の夏休みとなります。去年に比べると長い期間の休みとなります。外出する機会や開放感から事件・事故の発生も懸念されます。

つきましては、ご家庭で下記を参考に、児童が安全で充実した夏休みを過ごせますようご指導をお願いいたします。

記

1 生活・学習について

- (1) 「新しい生活様式」を踏まえた生活をする。(マスク着用、手洗い、ソーシャルディスタンス等)
- (2) 早寝早起き朝ごはんなど、規則正しい生活をする。
- (3) 無断で外泊したり、深夜に出かけたりしない。
- (4) 外出する際は、保護者の同意を得るとともに、「どこへ、だれと、帰宅時刻」を知らせる。
- (5) 家の手伝いを進んでやり、子ども会や地域の行事に参加する。
- (6) 宿題は計画的に、決まった時間に進める。

2 交通安全について

- (1) 交通ルールを守る。(信号無視をしない、させない指導、横断歩道を渡る)
 - ①交通事故に巻き込まれないように、道路を横断する際の左右の安全確認を確実に行う。
- (2) 自転車の乗り方について
 - ①自転車に乗る前の安全点検や、乗るときはできるだけヘルメット着用努力義務を推進する。
 - ②交通ルールに従った安全な自転車運転をする。

3 水難事故防止について

- (1) 海水浴や魚釣り等について
 - ①一人だけや友達同士だけで海や川などへ行かない(保護者や大人と一緒にいくこと)
 - ②遊泳禁止区域で泳がない。また、立ち入り禁止区域や危険な場所へは行かない。

4 熱中症予防について

- (1) 活動中は、こまめに水分補給を心がける。
- (2) 運動場などの屋外では、通気性のよい帽子等を着用し活動する。
- (3) 体育館などの屋内では、常に風通しをよくし換気に気をつける。
- (4) コロナ禍におけるマスク着用時に、暑さで息苦しいと感じた時は、マスクを外す等 対応ください。
- (5) 毎朝、体温を測定して「健康観察シート」に記入する。

5 自然災害等について

- (1) 台風接近時には常に情報等に気をつけ、暴風警報発表時には外出しない。
- (2) 大雨注意報・警報発表時には、海や河川等で遊泳せず近づかない。
- (3) 地震発生時には、近くのテーブル等の下へ避難し、その後安全な場所へ避難する。
- (4) 津波発生時には、屋上や高台等の安全な場所へ避難する。※親子で避難場所の確認をしてください。
- (5) 落雷や竜巻情報に注意し、その際は外出を控える。

6 不審者対策について

- (1) 「いかのおすし」を徹底する。